

異常危険準備金に関する規程

平成23年9月9日制定

目次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (異常危険準備金の総額)
- 第3条 (異常危険準備金の取崩し)
- 第4条 (異常危険準備金の繰入れ)
- 第5条 (雑則)

附則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会業務方法書（以下「業務方法書」という。）第13条第2項の規定に基づき、共済事業収支を大幅に悪化させることが予想される異常危険損害の発生に備え、異常危険準備金を計上することにより、事業経営の収支安定に資するものとする。

(異常危険準備金の総額)

第2条 異常危険準備金の額は、業務方法書第12条第1項に定める支払準備資産から当該事業年度の一般正味財産並びに不動産及び債券の評価損益を差し引いた額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩し)

第3条 事業年度末の共済事業収支において一般正味財産に減少が生じた場合には、その減少額を限度とし、異常危険準備金から取り崩すことができる。

(異常危険準備金の繰入れ)

第4条 事業年度末の共済事業収支において一般正味財産に増加が生じた場合には、その増加額を限度とし、異常危険準備金に繰り入れることができる。

(雑則)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)